

登米市人事行政の運営等の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年登米市条例第39号)第5条の規定に基づき、登米市の令和5年度における人事行政の運営等の状況について公表します。

番号	報 告 事 項
1	職員の任免及び職員数に関する状況
2-1	職員の給与の状況(普通会計職員)
2-2	職員の給与の状況(公営企業職員[病院事業・老人保健施設事業])
2-3	職員の給与の状況(公営企業職員[水道事業])
2-4	職員の給与の状況(公営企業職員[下水道事業])
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
4	職員の分限及び懲戒の状況
5	職員のサービスの状況
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況
7	職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

■ 退職者・採用者の状況

令和5年度に退職、採用した一般職の職員の状況は、次のとおりである。

区分	一般行政職	労務職	消防職	医療職	企業職	合計
退職者数	44人	0人	1人	20人	1人	66人
採用者数	56人	0人	5人	26人	0人	87人

※1 「一般行政職」とは、行政職給料表適用者をいう。以下同じ。

※2 「労務職」とは、労務職給料表適用者をいう。以下同じ。

※3 「消防職」とは、消防職給料表適用者をいう。以下同じ。

※4 「医療職」とは、医療職給料表(1)～(3)適用者をいう。以下同じ。

※5 「企業職」とは、企業職給料表適用者をいう。以下同じ。

■ 再任用職員

再任用制度は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を、選考による能力実証を経て任用している。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員がある。

令和5年4月1日現在の再任用職員の状況は、次のとおりである。

常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
0人	69人	69人

(2) 職員数

令和5年4月1日現在の各任命権者の職員数は、次のとおりである。

区分	職員数
市長部局	557 人
議会事務局	7 人
選挙管理委員会事務局	0 人
監査委員事務局	4 人
教育委員会	108 人
農業委員会事務局	11 人
消防	155 人
医療局	446 人
上下水道部	41 人
合計	1,329 人 [2,157人]

※1 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値(ただし、教育長を除く。)

※2 市長部局には、選挙管理委員会事務局併任を含む

※3 []内は、条例定数の合計。

(3) 役職別職員数

令和5年4月1日現在の役職別職員数は、次のとおりである。

区分			職員数
部	長	職	13 人
次	長	職	41 人
課	長	職	118 人
課	長	補佐職	254 人
係	長	職	378 人
一	般	職	488 人
労	務	職	35 人
合計			1,327 人

2-1 職員の給与の状況(普通会計職員)※公営企業職員を除く

(1) 決算の状況

■ 人件費の状況(普通会計決算)

令和5年度の人件費の状況は、次のとおりである。

区分	住民基本台帳人口 (5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	72,754人	千円 45,051,996	千円 1,069,690	千円 7,705,516	% 17.1	% 17.0

※1 金額は、国の「地方財政状況調査」に基づき算出した普通会計決算額である。普通会計とは、他の地方公共団体との比較が可能となるよう設けられた統計上の会計である。

※2 人件費とは、職員に支給される給与・退職手当と、市長や議員など特別職に支給される給与・報酬のほか、共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含む経費の合計である。

※3 実質収支とは、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質的な残額である。

※4 人件費率とは、人件費の歳出額全体に占める割合である。

■ 職員給与費の状況(普通会計決算)

令和5年度の職員給与費の状況は、次のとおりである。

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
5年度	826人	千円 2,957,416	千円 490,734	千円 1,166,837	千円 4,614,987	千円 5,587

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

※3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

令和5年4月1日現在の一般行政職の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次のとおりである。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.7歳	296,733 円	341,427 円
技能労務職	54.7歳	314,956 円	333,495 円
消防職	34.6歳	256,065 円	314,438 円

※1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(3) 職員の初任給の状況

令和5年4月1日現在の新規採用職員の初任給の状況は、次のとおりである。

区 分	登米市	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,800 円
	高 校 卒	166,600 円	172,000 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	170,200 円
	中 学 卒	147,100 円	156,400 円
消 防 職	大 学 卒	196,200 円	—
	高 校 卒	166,600 円	—

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

令和5年4月1日現在の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次のとおりである。

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,395 円	313,771 円	363,240 円
	高 校 卒	204,818 円	290,790 円	326,564 円
技能労務職	高 校 卒	---	---	*
	中 学 卒	---	---	---
消 防 職	大 学 卒	*	314,400 円	*
	高 校 卒	210,911 円	292,529 円	333,600 円

※1 経験年数の階層区分に該当する者がいない場合には、近似的階層区分に該当する者を記載している。

近似的階層区分にも該当する者がいない場合には---(ハイフン)を表示している。

※2 一般行政職-高校卒-経験年数10年は近似的階層区分(経験年数9年~10年)の平均給料月額である。

※3 一般行政職-高校卒-経験年数20年は近似的階層区分(経験年数19年~21年)の平均給料月額である。

※4 一般行政職-大学卒-経験年数10年は近似的階層区分(経験年数9年~11年)の平均給料月額である。

※5 一般行政職-大学卒-経験年数25年は近似的階層区分(経験年数25年~26年)の平均給料月額である。

※6 消防職-高校卒-経験年数20年は近似的階層区分(経験年数19年~21年)の平均給料月額である。

※7 消防職-高校卒-経験年数25年は近似的階層区分(経験年数24年~26年)の平均給料月額である。

※8 消防職-大学卒-経験年数20年は近似的階層区分(経験年数19年~21年)の平均給料月額である。

※9 個人情報保護の観点から、階層別(近似を含む)職員数が3人以下の場合はアスタリスク(*)と表記している。

(5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされている。

令和5年4月1日現在の行政職給料表が適用される一般行政職の等級ごとの基準となる職務、その職員数(割合)、職名ごとの内訳及び職制上の段階は、次のとおりである。

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	137	28.1%	主事	130	188	38.5%	係員級
				技師 学芸員	6 1			
				計	137			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	51	10.4%	主事	45			
				技師	6			
				計	51			
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	77	15.8%	係長	19	77	15.8%	係長級
				主査 技術主査	52 6			
				計	77			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	155	31.8%	課(室・局)長補佐	60	155	31.8%	課長補佐級
				副館(所)長 主幹 技術主幹	4 77 14			
				計	155			
5級	1 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2 重要な業務を所掌する公所の長の職務	33	6.8%	課長	18	33	6.8%	課長級
				センター所長 館長 専門監 事務局次長 室長 副参事	4 1 4 2 4 0			
				計	33			
6級	1 会計管理者、本庁の次長又は支所長の職務 2 重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	26	5.3%	次長	9	26	5.3%	次長級
				支所長 危機管理監 環境事業所長 会計管理者 農業委員会事務局長 監査委員事務局長 参事(課長)	9 1 1 1 1 1 3			
				計	26			
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	9	1.8%	部長	6	9	1.8%	部長級
				政策推進局長 理事 議会事務局長	1 1 1			
				計	9			
	合計	488	100.0%					

- ※1 登米市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- ※2 「級別職員数」は毎年度総務省に報告する「地方公務員給与実態調査」による一般行政職に該当し、かつ、行政職給料表の適用を受ける職員の数値であり、本市においては、病院、水道事業所に勤務する職員及び税務職、栄養士、保健師、保育士、消防士等を除いた職員の数値である。
- 国の一般行政職にあたる本市の職員数についての数値であり、国の基準に準じて公表するものである。
- ※3 等級別基準職務表に規定する基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(6)職員手当の状況

令和5年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

■ 期末手当・勤勉手当

登 米 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,190千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,704千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

■ 退職手当(令和5年4月1日現在)

登 米 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 (令和5年度) 4,443 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) 20,275 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

■ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)			2,516 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			279,525 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
宮城県多賀城市	10.0 %	0 人	10.0 %
宮城県仙台市	6.0 %	8 人	6.0 %
宮城県名取市	3.0 %	0 人	3.0 %
医 師	16.0 %	1 人	16.0 %

■ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	265	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	2,700	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	11.3	%
手当の種類(手当数)	3	
手当の名称	内容	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫作業に従事した職員に対して支給	1日500円～4,000円
死 体 処 理 手 当	死体処理業務に従事した職員に対して支給	1日 1,500円
消 防 業 務 手 当	防御活動業務に従事した職員に対して支給	1日 840円
	救急業務に従事した職員に対して支給	1日 840円
	救助業務に従事した職員に対して支給	1回 200円
	特殊災害等が発生した箇所で行われた救助業務に従事した職員に対して支給	1日 840円
	立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域で行われた防御活動、救急、救助業務に従事した職員に対して支給	1日 1,680円

■ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	142,143	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	156,891	円

■ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支 給 実 績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	○子 ①1人につき10,000円 ②満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子1人につき5,000円を加算 ○子以外(配偶者・父母等)6,500円	千円 96,959	円 251,840
住 居 手 当	○月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃－16,000円 ○月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃－27,000円)×1/2+11,000円＝支給額 ※ただし、28,000円を支給限度とする	千円 43,268	円 259,090

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
通勤手当	○交通機関の利用者 最も経済的・合理的な経路及び方法による定期券・回数券の価格を支給 ※ただし、55,000円を支給限度とする ○自動車等の使用者 ・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,200円 ・10km以上15km未満 7,100円 ・15km以上20km未満 10,000円 ・20km以上25km未満 12,900円 ・25km以上30km未満 15,800円 ・30km以上35km未満 18,700円 ・35km以上40km未満 21,600円 ・40km以上45km未満 24,400円 ・45km以上50km未満 26,200円 ・50km以上55km未満 28,000円 ・55km以上60km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	千円 65,898	円 80,168
単身赴任手当	○異動等で通勤が困難となり、住居を移転し同居の配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給(月額30,000円) ※ただし、職員の住居と配偶者の住居との距離が100km以上の場合は、距離数に応じて8,000円から70,000円を加算した額を支給	千円 420	円 210,000
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 最高額 66,400円	千円 49,718	円 528,916
宿日直手当	○勤務1回につき4,400円を支給	千円 1,624	円 4,935
休日勤務手当	○休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に対して支給 ○支給額 1時間当たりの給与額×(135/100)×勤務時間数	千円 42,817	円 220,704
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 ○支給額 1時間当たりの給与額×(25/100)×勤務時間数	千円 10,983	円 89,294
管理職員特別勤務手当	○管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ○支給額 勤務1回につき6,000円～8,000円	千円 696	円 22,452
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各々の初日において支給 対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額7,360円～17,800円	千円 50,711	円 60,805

2-2 職員の給与の状況(公営企業職員[病院事業・老人保健施設事業])

(1) 決算の状況

■ 病院事業

令和5年度の病院事業の決算の状況は、次のとおりである。

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 7,674,778	千円 △ 219,226	千円 2,979,156	% 38.8	% 39.9

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
5年度	435人	千円 1,716,093	千円 601,065	千円 661,998	千円 2,979,156	千円 6,849

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

※2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

※3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

■ 老人保健施設事業

令和5年度の老人保健施設事業の決算の状況は、次のとおりである。

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 519,931	千円 △ 98,691	千円 148,749	% 28.6	% 32.1

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
5年度	26人	千円 98,834	千円 13,537	千円 36,378	千円 148,749	千円 5,721

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

※2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

※3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

令和5年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次のとおりである。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師・歯科医師	47.1歳	518,997 円	1,495,218 円
医療技術職	41.6歳	303,968 円	469,735 円
看護師・准看護師	44.3歳	307,152 円	374,103 円
一般行政職	45.3歳	326,322 円	404,477 円
労務職	44.9歳	290,500 円	431,332 円

※1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均であり、基本給は給料、扶養手当及び地域手当を合計したものである。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、期末勤勉手当を含む。

(3) 職員手当の状況

令和5年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

■ 期末手当・勤勉手当

病院事業・老人保健施設事業	登米市（公営企業職員を除く）
1人当たり平均支給額(5年度) 1,533千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,190千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

■ 退職手当(令和5年4月1日現在)

病院事業・老人保健施設事業	登米市（公営企業職員を除く）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 (令和5年度) 5,221 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 (令和5年度) 4,443 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

■ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		39,255	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		1,121,587	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
宮城県多賀城市	10.0 %	0 人	10.0 %
宮城県仙台市	6.0 %	0 人	6.0 %
宮城県名取市	3.0 %	0 人	3.0 %
医 師	16.0 %	35 人	16.0 %

■ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		253,073	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		635,864	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		87.5	%
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	内容	左記職員に対する支給単価	
診 療 手 当	市立病院等に勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対して支給	管理者が定める額	
救急勤務医手当	登米市民病院に勤務する医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対して救急診療業務に従事したときに支給	日直及び宿直勤務中に処置した場合 ・入院を伴う場合1人につき 5,000円 ・入院を伴わない場合1人につき 2,000円 勤務時間外に救急呼び出しを受け処置した場合 ・入院を伴う場合1人につき 5,000円 ・入院を伴わない場合1人につき 3,000円	
死体処理手当	死体処理に従事したときに支給	死体1体につき 1,000円を従事した人員で除した額	
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する職員に支給	・診療放射線技師 月額 5,000円 ・看護師、准看護師 月額 4,000円 ・歯科衛生士 月額 3,000円	
夜間看護手当	市立病院等に勤務する看護師、准看護師、助産師及び技士(看護補助・介護補助)が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給	深夜における勤務時間が ・正規の勤務時間の全部である場合 勤務1回につき 6,800円 ・4時間以上である場合 勤務1回につき 3,300円 ・2時間以上4時間未満である場合 勤務1回につき 2,900円 ・2時間未満である場合 勤務1回につき 2,000円	
待 機 手 当	市立病院等に勤務する医療職給料表(1)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員が、正規の勤務時間以外の時間において緊急業務のため待機を命ぜられた場合に支給	勤務1回につき 1,700円	

手当の名称	内容	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫作業に従事した職員に対して支給	1日500円～5,000円
看護職員等 処遇改善手当	登米市民病院に勤務する看護職員等へ看護職員等処遇改善補助金分を支給	週の勤務時間が ・8時間45分未満である場合 月額800円 ・8時間45分以上18時間45分未満である場合 月額2,900円 ・18時間45分以上28時間45分未満である場合 月額4,900円 ・28時間45分以上38時間45分未満である場合 月額7,000円 ・38時間45分である場合 月額8,300円

■ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	59,783 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	163,791 円

■ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	普通会計職員に同じ	千円 47,110	円 240,362
住居手当	//	千円 21,611	円 266,809
通勤手当	//	千円 33,574	円 89,533
単身赴任手当	//	千円 3,660	円 305,000
初任給 調整手当	○ 専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対し、月額369,500円を支給 ※ただし、医科大学卒業後の年数に応じて減額	千円 87,392	円 3,361,250
管理職手当	普通会計職員に同じ	千円 65,555	円 898,022
宿日直手当	○ 勤務1回につき、医師 40,000円、医師以外 6,100円を支給	千円 31,837	円 424,495
休日勤務手当	普通会計職員に同じ	千円 1,080	円 38,582
夜間勤務手当	//	千円 24,833	円 146,079
管理職員特別勤務手当	//	千円 269	円 26,900
寒冷地手当	//	千円 26,991	円 60,383

2-3 職員の給与の状況(公営企業職員[水道事業])

(1) 決算の状況

■ 水道事業

令和5年度の水道事業の決算の状況は、次のとおりである。

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 4,182,524	千円 98,588	千円 131,032	% 3.1	% 3.5

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
5年度	23人	千円 85,571	千円 13,040	千円 32,421	千円 131,032	千円 5,697

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

※2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

※3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

令和5年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次のとおりである。

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
43.4歳	322,277 円	481,401 円

※1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均であり、基本給は給料、扶養手当及び地域手当を合計したものである。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、期末勤勉手当を含む。

(3) 職員手当の状況

令和5年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

■ 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業	登米市(公営企業職員を除く)
1人当たり平均支給額(5年度) 1,410千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,190千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

■ 退職手当(令和5年4月1日現在)

水 道 事 業			登 米 市 (公 営 企 業 職 員 を 除 く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(令和5年度)	- 千円	- 千円	(令和5年度)	4,443 千円	20,275 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

■ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
宮城県多賀城市	10.0 %	0 人	10.0 %
宮城県仙台市	6.0 %	0 人	6.0 %
宮城県名取市	3.0 %	0 人	3.0 %

■ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	- %
手当の種類(手当数)	無し

■ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	4,189 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	199,475 円

■ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	普通会計職員に同じ	千円 3,144	円 285,818
住 居 手 当	//	千円 1,005	円 251,375
通 勤 手 当	//	千円 1,780	円 80,950

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
管理職手当	普通会計職員に同じ	千円 1,450	円 725,400
休日勤務手当	//	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	//	千円 0	円 0
寒冷地手当	//	千円 1,469	円 66,773

2-4 職員の給与の状況(公営企業職員[下水道事業])

(1) 決算の状況

■ 下水道事業

令和5年度の下水道事業の決算の状況は、次のとおりである。

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 6,544,022	千円 49,815	千円 116,277	% 1.8	% 1.7

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
5年度	21人	千円 76,432	千円 9,632	千円 30,213	千円 116,277	千円 5,537

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

※2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

※3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

令和5年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次のとおりである。

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41.8歳	318,489 円	483,817 円

※1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均であり、基本給は給料、扶養手当及び地域手当を合計したものである。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、期末勤勉手当を含む。

(3) 職員手当の状況

令和5年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

■ 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業	登 米 市 (公 営 企 業 職 員 を 除 く)
1人当たり平均支給額(5年度) 1,439千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,190千円
1人当たり平均支給額(5年度) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	1人当たり平均支給額(5年度) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

■ 退職手当(令和5年4月1日現在)

下 水 道 事 業	登 米 市 (公 営 企 業 職 員 を 除 く)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 (令和5年度) - 千円 - 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 (令和5年度) 4,443 千円 20,275 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

■ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
宮城県多賀城市	10.0 %	0 人	10.0 %
宮城県仙台市	6.0 %	0 人	6.0 %
宮城県名取市	3.0 %	0 人	3.0 %

■ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	— %
手当の種類(手当数)	無し

■ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	1,665 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	92,501 円

■ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶 養 手 当	普通会計職員に同じ	千円 2,176	円 217,600
住 居 手 当	//	千円 1,566	円 313,200
通 勤 手 当	//	千円 1,912	円 95,640
管 理 職 手 当	//	千円 1,051	円 525,600
休日勤務手当	//	千円 19	円 9,544
管理職員特別勤務手当	普通会計職員に同じ	千円 0	円 0
寒 冷 地 手 当	//	千円 1,240	円 65,263

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

区分	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
本庁型勤務	38時間45分	7時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
変則型勤務 (保育所、病院等)	4週間を平均し、 1週間当たり 38時間45分		例)保育所 7:00～15:45	業務の実情に応じ1時間	4週間を通じて 指定する8日間
			例)病院 16:00～翌9:00	業務の実情に応じ1時間	

※ 総合支所市民課の窓口業務に従事する職員については、11:30～14:00までの間に1時間の休憩を取得している。

(2) その他の勤務条件

■ 年次有給休暇の取得状況(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
50,302日	15,993日	1,358人	11.8日	31.8%

※ 年次有給休暇は、1年につき20日付与される。また、付与された20日のうち使用しなかった分を翌年に繰り越すことができる。

■ 育児休業・部分休業及び育児短時間勤務制度の取得状況（令和5年度）

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性	15人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性	15人	17人	0人
	14人	15人	0人
計	30人	17人	0人
	14人	15人	0人

- ※1 「育児休業」は職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができる。
育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末手当及び勤勉手当については、勤務しない期間に応じ減額されることになる。
- ※2 「部分休業」は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分単位で取得することができる。休業期間の給料は、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額される。
- ※3 「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、複数ある勤務形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度である。給与は勤務時間に応じて支給される。
- ※4 各取得者数欄の上段には令和5年度新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が令和4年度以前から令和5年度にかけて引き続いている者の数を計上している。

4 職員の分限及び懲戒の状況

（1）分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、地方公務員法第28条及び登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づき処分が行われる。

令和5年度の方限処分の状況は、次のとおりである。

区分	免職	休職	降任	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—	—
心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	—	43人	—	—	43人	—
その職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—	—
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	—	—	—	—	—	—
刑事事件に関して起訴された場合	—	—	—	—	—	—
条例で定める事由に該当する場合	—	—	—	—	—	—
欠格条項該当	—	—	—	—	—	—

（2）懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、地方公務員法第29条及び登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例に基づき処分が行われる。

令和5年度の方懲戒処分の状況は、次のとおりである。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等
法令に違反した場合	—	—	—	—	0人	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0人	37人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	—	—	—	—	0人	81人

5 職員のサービスの状況

(1) 服務制度の概要等

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて勤務しなければならない。この服務の基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられている。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務がある。

○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	○信用失墜行為の禁止
○秘密を守る義務	○職務に専念する義務
○政治的行為の制限	
○争議行為等の禁止	○営利企業等の従事制限

(2) 倫理の保持

職員は全体の奉仕者であって、その職務は住民から負託された公務であることから、公務員としての倫理の保持については、常日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っている。

令和5年度においては、倫理の保持に関する職員への文書通知を、次のとおり行っている。

区分	通知回数
倫理の保持	2回

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の研修は「登米市人材育成基本方針」に基づき実施している。

令和5年度の研修の状況は、次のとおりである。

区分	内容	受講者数	備考
市主催研修	9講座開催	2,370 人	新規採用職員研修、ハラスメント防止研修 他
他機関主催研修	宮城県市町村職員研修所	172 人	階層別研修、専門研修
派遣研修	宮城県派遣等	9 人	宮城県派遣、自治大学校、市町村アカデミー 他

(2) 勤務成績の評定の状況

令和5年度については、勤勉手当の成績率決定に係る勤務成績の評価を実施した。

係長級以上の職員については、勤務態度、能力、業績及び管理運営能力について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。なお、課長級の職員の評価は部局長が行っている。

上記以外の一般職員については、勤務態度、能力及び業績について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理に関する状況

法律及び市規則の規定により、職員の健康診断等を行っている。

令和5年度の健康管理に関する状況は、次のとおりである。

区分	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員（人間ドック受診者を除く）	880人
人間ドック	30歳以上の希望者	347人
胃がん検診	35歳以上の希望者	142人
子宮がん検診	20歳以上の希望者	319人
乳がん検診	30歳以上の希望者	343人
大腸がん検診	40歳以上の希望者	155人
かくたん検査	希望者	39人
前立腺がん検査	50歳以上の希望者	68人

(2) 職員互助会の状況

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を行う目的として、規則等により登米市職員互助会を組織し福利厚生事業を実施している。

令和5年度の職員互助会の状況は、次のとおりである。

事業内容	各種給付事業（結婚、出産、弔慰、罹災見舞金）、交通安全推進事業
------	---------------------------------

(3) 共済制度

共済制度は、職員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、市町村職員共済組合等が、職員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、下記事業を行っている。

令和5年度の掛金・負担金については、次のとおりである。

■ 短期給付事業

職員とその家族の病気やケガ等の際、医療費や必要な給付が行われる。

○市町村職員共済組合

[医療給付]

区分	本人掛金		事業主負担金	
4月～3月	標準報酬月額	$\times 46.2/1000$	標準報酬月額	$\times 46.38/1000$
	標準期末手当等		標準期末手当等	

[介護保険]

区分	本人掛金		事業主負担金	
4月～3月	標準報酬月額	$\times 8.44/1000$	標準報酬月額	$\times 8.44/1000$
	標準期末手当等		標準期末手当等	

○公立学校共済組合

[医療給付]

区分	本人掛金		事業主負担金	
4月～3月	標準報酬月額	$\times 46.6/1000$	標準報酬月額	$\times 46.7/1000$
	標準期末手当等		標準期末手当等	

[介護保険]

区分	本人掛金		事業主負担金	
4月～3月	標準報酬月額	$\times 8.0/1000$	標準報酬月額	$\times 8.0/1000$
	標準期末手当等		標準期末手当等	

■ 長期給付事業

職員の退職、障害又は死亡の際、年金や一時金の給付が行われる。

○市町村職員共済組合・公立学校共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
4月～3月	標準報酬月額 標準期末手当等 × 91.5/1000	標準報酬月額 標準期末手当等 × 127.5/1000

■ 福祉事業

職員とその家族の健康保持、増進の事業など各種事業が実施される。

○市町村職員共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
4月～3月	標準報酬月額 標準期末手当等 × 1.6/1000	標準報酬月額 標準期末手当等 × 1.6/1000

○公立学校共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
4月～3月	標準報酬月額 標準期末手当等 × 1.41/1000	標準報酬月額 標準期末手当等 × 1.41/1000

■ 退職等年金事業

○市町村職員共済組合・公立学校共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
4月～3月	標準報酬月額 標準期末手当等 × 7.5/1000	標準報酬月額 標準期末手当等 × 7.5/1000

(4) 公務災害補償制度

職員が公務上又は通勤途上に災害にあった場合、地方公務員災害補償法に基づいて補償される。

令和5年度の公務災害補償認定状況は、次のとおりである。

公務災害	通勤災害	合計
10人	2人	12人